2012 年度自治体キャラバン行動・要望書

〖要望項目〗

1. 国民健康保険について

① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。

回 答

一般会計繰入金の実績といたしましては、平成２３年度は約４億５千万円の繰り入れを行っております。うち独自繰入は０円という状況ですが、今後は、医療費の伸び等を勘案しながら、適切に対応してまいります。

減免につきましては、本市では広範囲にわたる減免制度を設けており低所得者に対する減免も行っておりますが、他市町村の状況を把握しながら必要な減免を検討してまいりたいと存じます。

一部負担金減免につきましては、これまで一部負担金取扱基準を定めて対応しておりましたが、今年度、一部負担金減免等要綱として整備し、更なる周知等対応してまいりたいと存じます。

減免制度の周知については、納付書発送時や広報掲載により周知に努めているところですが、一層の周知に努めてまいります。

② 法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は１年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

回 答

資格証明書の交付や短期保険証の未交付には、法・規則に則り対応するものですが、画一的な取扱でなく、個々の生活状況など柔軟に対応いたしたいと考えております。また、こどもに対しては、１年間の保険証を発行しております。

③ 財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがないかきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善

を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止を行うこと。

回　答

財産調査や差押については、法令を順守することはもちろんだが、保険料の確保、また保険料を完納されている方との平等性の観点から必要なものと認識しております。しかし、個々の生活状況等を斟酌し、柔軟に対応したいと考えております。

④　国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう庁内ネットワークを構築すること。

さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

回　答

国保料の滞納世帯に限らず、生活保護担当課とは常時連絡を取り、情報収集に努めておりますが、専門の相談員の設置につきましては、他市町村の状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

⑤　国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。

国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定検診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

回　答

国保広域化については、大阪府においても、平成２２年度より研究会を立ち上げ、支援方針や制度設計等の検討を行っておりますが、他市町村とも連携を図りながら、状況等を確認してまいりたいと考えております。

また、国庫の負担増や大阪府特別調整交付金につきましては、現在も国・府への要望を行っており、本市の状況も踏まえ、継続して要望してまいりたいと考えております。

⑥　国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

回　答

国民健康保険運営協議会につきましては、現在、ホームページにおいて、会議資料及び議事録の公開をおこなっており、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

また、会議の公開につきましては、他市町村の動向等を注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

2. 検診について

① 特定検診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受 診しやすいものとすること。

回 答

本市国保財政は非常に厳しい状況となっており、特定検診の検査項目の更なる充実や無料化は、非常に難しいかと思いますが、住民が受診しやすい環境については、受診率の向上の観点からも、対策を検討してまいりたいと考えております。

② がん検診等の内容を充実させ特定検診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

回 答

がん検診（胃・肺・大腸がん）については、平成２３年度より高石市国民健康保険特定検診と同時実施をおこなっております。(健康保険課)

がん検診につきましては、検診車による集団検診、市内医療機関での個別検診を実施し、併用できるものは併用することで受診される方の便宜を図ってまいりました。

集団検診では、肺がん・胃がん・大腸がんの同時受診や乳がん・子宮がんの同時受診に加え、検診希望日を電話受付する等、受診者の負担をより軽減する形で実施しているところです。

また、本年度におきましてもがん検診が特定健診と同時に受診できるよう調整し、より多くの受診機会を確保できるよう取り組んでおります。(保健医療課)

③ 人間ドック助成も行うこと。

回 答

現在、高石市国民健康保険では、高石市国民健康保険人間ドック等実施要項を定め、人間ドックに対する助成をおこなっております。

3.　介護保険・高齢者施策について

①　国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の７割軽減よりも高く設定されているので、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

回　答

介護保険料を引き下げるための一般会計からの財源の繰り入れは、国の示す保険料の単独減免の三原則にもあるように適切ではないと考えております。

平成２４年度から平成２６年度の介護保険料は段階を１０段階に細分化し、低所得者の保険料軽減を図っております。

独自減免制度については平成１８年度から実施しておりますが、平成２４年度より減免率を 25％から 50％に引き上げております。

②　入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと

回　答

特別養護老人ホームの入所申込者数については、毎年４月に待機場所も含めて調査しております。「高齢者の住まい」に関しては、国の目指す「地域包括ケア」の考え方に基づき多様な住まいの形態で必要なサービスを受けながら生活が継続できるよう、調整してゆくこととしております。

③　軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

回　答

予防給付により現状維持や介護予防の目標が達成できている利用者も多く、単純に生活支援サービスとの総合化を行うことは難しい現状であるため、第５期計画期間中は介護予防生活支援総合事業を導入する予定はありません。

高齢者施策については、介護予防や高齢者の閉じこもり防止に重点を置いた老人福祉センター事業の活性化や、認知症高齢者対策、高齢者の尊厳の確保と権利擁護など、今後も積極的に取り組んでまいります。

④　低所得者でも介護サービスが利用できるよう、利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

回　答

介護サービスの利用料の軽減については、財源の確保が困難なため制度化

はできておりません。処遇改善加算分の独自助成についても財源の確保が難しい状況です。
　そのため、現状の国の低所得者対策について改善を求め、利用者負担の軽減を図りたいと考えております。

⑤　不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること

回　答
　市独自の「ローカルルール」については、従来より画一化せず、個別対応を行ってきたため、今後もケアマネジャーの相談に応じ、必要不可欠な場合においてはケアプランに位置づけてサービスを提供できるよう配慮してまいります。

⑥　事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国のＱ＆Ａや川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし、独自に通知を発出すること。

回　答
　本市においても他市の通知を参考にし、平成２４年５月７日付で通知を行っております。

⑦　「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

回　答
　地域包括支援センターの機能強化、地域包括ケア会議の充実等により、ネットワークづくりに努力してまいります。

４．　生活保護について

①　生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。
ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。
窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。

回　答
　生活保護受給世帯は、他市と同様に平成１８年度以降急増しており、生活保護実施体制の見直しについては平成２１年度大阪府監査で指摘されていたところであります。
　平成２２年４月の人事異動において、これに対応すべく社会福祉法第１６条に定める「標準数」に基づくケースワーカーの増員確保を行ない、現在も

「標準数」を確保しております。
また、ケースワーカーの経験不足による援助水準の低下や担当者ごとの支援のばらつきが無いように国、大阪府等の研修開催に際しては、積極的に参加すると共に所内研修も心掛けております。
　なお、生活相談等に来庁された方に対する対応につきましては、本市におきましては、高圧的な態度や人権無視の言動等は行っておらず、丁寧な対応を行っております。

②　申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。

回　答
　よりわかりやすい「生活保護のしおり」を作成すべく、今後も他市の資料等を参考に改善を図って参りたいと考えています。
　なお、本市では生活保護等の相談があった際には、無差別平等の原則や申請保護の原則を守り、要保護者等の事情を客観的な立場で把握し、救済漏れの無いように、また、公平な運用がなされるべきであるという認識のもと、これらの原則を遵守しながら適切な運営に努めております。従いまして、相談時に十分生活状況をお聞きし、要保護状態であるとの聞き取りを行った際は、申請権を侵害することなく保護申請書を交付しておりますので、現在のところ「生活保護のしおり」に申請書を添付することにつきましては、考えておりません。

③　申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の場を確保すること。

回　答
　本市におきましては、申請時に違法な「助言指導書」等は出しておりません。就労については、受給者本人からの聞き取りや主治医又は嘱託医の意見を参考に客観的に判断しており、就労不能と判断された方への就労は求めていません。就労可能な方については、ケースごとに支援方策を検討し、ハローワークとの連携のもと実施しており、履歴書の書き方・面接の受け方から受給者に適した仕事の探索や資格の取得など個別の就労支援プログラムも実施しております。

④　通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について、「しおり」「手引書」に明記すること。

回　答
　平成２２年３月１２日付け厚労省通知に基づき、新規開始時や家庭訪問等

の面接時などに個々のケースに応じて、移送費支給について案内、周知するように努めております。

⑤　休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

回　答

生活保護の「医療券」は各受給者ごと、医療機関ごとに各月単位で発行しておりますので、事前に交付することは行っておりません。しかし、毎月継続して受診している医療機関分につきましては、受給者が手続することなく自動的に毎月発行できるようになっております。また、保護開始時等に、かかりつけの医療機関を聞き取るなどして医療機関との連携を図っております。

なお、本市では市内の小・中学校の修学旅行等の実施時には、事前に学校単位で「保護受給証明書」の発行手続きを行っております。

⑥　自動車がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

回　答

本市は、交通至便な地域に位置しておりますので、健常な方が日常生活に自動車が必要であるとは考えておりません。しかし、障がい者（児）の通院用や通学用、また、短期間の保護受給で自立可能な世帯に対しての自動車保有については、法や実施要領に従い、ケースごとにその保有の認否を検討のうえ、認めております。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

①　全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

回　答

こどもの医療助成は、子育て支援として必要な制度と認識しており、本市におきましても、本年４月より、所得制限は設けずに、入院は小学校卒業年度末まで、通院は小学校就学前まで、対象年齢の引き上げを行っております。

尚、更なる拡充につきましては、本市の財政状況等、勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

②　全国最低レベルの妊婦検診を全国並み（14 回、10 万円程度）の補助とすること。

回　答

妊婦健診の公費補助につきましては、本年度から 14 回、53,390 円に拡大させていただきましたのでよろしくお願いいたします。妊婦の健康管理を充実し、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、保健師による面談やパパママ学級、助産師による訪問等を行っておりますが、引き続きサービスの充実に努めてまいります。

③　就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費のかさむ４月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

回　答

現在、本市の就学援助の適用条件については、収入金額から必要経費を差し引いた金額（給与所得者にあっては、給与所得控除後の金額）となります。

所得に関する証明書等として、源泉徴収票、確定申告書の写し、納税通知書、課税証明書又は所得証明書（6 月以降に発行）のいずれか１つコピー可となっております。申請は、市教育委員会教育指導課で行い、申請期間は、毎年４月から６月末までの申請で４月分よりの支給とし、７月以降２月末までは随時受け付け、申請月からの支給となります。支給は、概ね１０月下旬・３月下旬に取りまとめての支払いとなります。

④　子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

回　答

子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・肺炎球菌ワクチン接種につきましては、本年度も引き続き無料接種を実施しております。

⑤　子育て世帯支援と自治体活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

回　答

本市では平成４年度から若年層の市内定着を促進し、活力あるまちづくりを図ることを目的に「新婚世帯向け家賃補助制度」を実施し、ピーク時には年間３億円を超える給付実績があり、一定の事業効果が図れたものの、本市の厳しい財政状況のなか、平成１４年度末に休止いたしました。財政状況としては依然厳しい状態でありますので、制度の復活等については現在未定であります。また子育て世帯に対する、家賃補助等の直接補助は現在行っておりませんが、公営住宅法の改正に伴い、本市住宅管理条例において子育て世帯に対する入居基準（収入基準）を緩和する方向で検討しています。

６．独自要望～障害者・児施策

①　障害程度区分は、支給決定の勘案事項であるという位置づけを遵守し、利用者の実態や要求に合わせて、サービス提供が一律に制限されることのないようにしてください。

回　答

障害者自立支援法の支給につきましては、申請時及び障害程度区分認定調査時におきまして、本人及び家族から必要なサービス内容の聴き取り及びサービス内容についての情報提供を行っているところです。本市では、決定を行う際に本人のニーズを満たすよう国庫基準範囲の１．５倍を市基準として支給決定を行っており、市基準を超える場合には、支給申請内容を障害者介護給付費等認定審査会に諮り、必要なサービスの支給決定を行っているところです。

②　移動支援事業は、大阪府がまとめた考え方をもとに、充分な支給量とともに柔軟な対応をしてください。

回　答

移動支援事業については、大阪府がまとめた「移動支援事業に係る運用の考え方」をもとに、支給決定を行っております。また、支給決定時には、個別の案件を精査し、基準の一律なあてはめを行わないよう留意しております。

③　利用料一割負担を廃止するよう、国に要望してください。

回　答

障害者自立支援法の施行に伴う負担軽減につきましては、障がいのある人にとって負担が過重にならないように、今後も大阪府市長会を通じまして、引き続き国に要望してまいります。

④　障害児者施設において福祉サービスが安定的かつ継続して事業が展開できるよう、独自の支援策を講じてください。

回　答

本市は、財政健全化を図っている途上でありますので、市単費による独自施策を講じることが困難な状況です。

⑤　障がい者制度改革推進会議が２０１１年８月に提案した「骨格提言」を反映した新法づくりがすすむよう、国に働きかけてください。

回　答

平成２４年３月２７日に障害者総合支援法が公布されました。その中で骨格提言での指摘事項を受け、障害保健福祉施策の推進に係る工程表が、厚生労働省により示されておりますが、福祉サービスの一層の拡充に向け、国及び府に対し、新法の今後の整備について要望をしてまいります。

⑥　高石市においては、障害児者家族が介護できない緊急の事態に対応する短期入所施設がありません。整備がすすむよう具体的施策を市としてもすすめてください。

回　答

平成２３年６月の法改正により、介護保険事業者である指定小規模多機能型居宅事業所におきまして、市へ基準該当事業所登録していただきますと、障害福祉サービスの基準該当短期入所サービスの提供が可能となったことから、現在、市内事業所と当該サービス事業の登録に係る手続きをすすめております。また、近隣の短期入所事業所についてご案内ができるよう、情報の収集にも引き続き取り組んでまいります。

⑦　重度障害者が、日々、生きがいある仕事に携われるよう高石市において障害者施設でつくる授産製品の利用や役割契約を推進してください。

回　答

本市では、敬老の日の行事として、高齢者の方に祝品を贈る事業を行っており、その祝品を市内の作業所から購入しています。また、大阪ふれあいキャンペーン参加の一環として大阪ふれあいおりがみを購入し、駅頭で配布しています。また、授産製品であるパンの販売を庁内で定期的に行っておりますが、今後も引き続き推進してまいります。

社会保障に関する懇談について

日時：平成２４年８月７日（火）午前１０時から
場所：高石市役所　別館３階　会議室１

高石市の出席者

保健福祉部長　　浅井　淳一
保健福祉部理事　　嶋坂　堅治
保健福祉部
　　社会福祉課長　　中尾安孝
　　高齢介護・障害福祉課　　鶴田　健
　　子育て支援課長　　中島　孝
　　健康保険課長　　村田佳一
　　健康保険課長代理　　浅岡　浩
　　保健医療課長　　池治　久美子
土木部
　　建築住宅課長　　酒井　茂樹
教育部
　　教育指導課参事　　吉田　種司

（要望とりまとめ部署）

政策推進部秘書課課長代理　　沼守　政光
秘書課広報・市民活動推進係主任　　堤　高子